

令和4年3月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車、水槽用サーモスタット付ヒーターに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 10 件
（うち電動アシスト自転車1件、LEDランプ（電球型）2件、
電気洗濯機1件、エアコン（室外機）1件、照明器具1件、自転車1件、
水槽用サーモスタット付ヒーター1件、電気こたつ1件、
電気ストーブ（オイルヒーター）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）2件、
ノートパソコン1件、電子レンジ1件、空気清浄機（加湿機能付）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900536、A202100004、A202100136、A202100332、A202100400、A202100442、A202100594を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車について

(管理番号：A201900536)

①事象について

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定されます。

なお、取扱説明書には、「インジケータが青であること。」旨、記載されており、使用者がハンドルロックの開錠を確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019 年（令和元年）6 月 24 日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：21.2%（2021 年 12 月 1 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中及び管理番号：A201900536 を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	22	重傷	2015年度	0	—
2020年度	43	重傷	2014年度	0	—
2019年度	59	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—

＜対象製品の外観及び確認方法＞

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004 年 10 月～2015 年 1 月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(2) 株式会社デュプラスが輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーターについて（管理番号：A202100958）

①事象について

株式会社デュプラス（法人番号：7060001002900）が輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーター及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

販売事業者であるジェックス株式会社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の温度コントロール内部で、基板のリード線のはんだ付けの接続不良により、基板上で異常発熱が生じ、発火するおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2010年（平成22年）7月12日にプレスリリースを行うとともに、同社のホームページに情報を掲載して使用者に周知し、対象製品について、製品の回収及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202100958）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、定格、販売期間、対象台数

製品名	定格	販売期間	対象台数
コンパクトスリム オートヒーター	65W	2004 年 9 月～2007 年 10 月	16,340
	100W		27,932
	150W		78,576
	200W		22,793
	300W		18,489
小 計			164,130
ICオートヒーター トラスティ	65W	2007 年 8 月～2010 年 3 月	11,090
	100W	2007 年 8 月～2010 年 1 月	24,908
	150W		98,565
	200W		25,960
	300W	2007 年 8 月～2009 年 12 月	20,154
小 計			180,677
合 計			344,807

2010年（平成22年）7月12日からリコール（回収・返金）を実施

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

■識別方法：温度コントロール部本体正面の製品ロゴマークをご確認ください。

① GEX コンパクトスリム オートヒーター



対象製品の製造期間：2004年～2006年
対象製品の販売期間：2004年～2007年10月

② GEX ICオートヒータートラスティ

W数表示(裏面)
(2008年・2009年製)



W数表示
(2007年製)



対象製品の製造期間：2007年～2009年
対象製品の販売期間：2007年8月～2010年3月

W数(機種名)の確認方法

① GEX コンパクトスリムオートヒーター



●ヒーター管に表示されている文字の色

65W	赤で65
100W	水色で100
150W	ピンクで150
200W	緑で200
300W	紺で300

② GEX IC オートヒータートラスティ



上記で確認ができない場合

ヒーター管の長さでW数(機種名)を確認する方法



①GEX コンパクトスリムオートヒーター

②GEX IC オートヒータートラスティ

ともにヒーター管の長さは共通

	ヒーター管の長さ
65W	約11.8cm
100W	約13.0cm
150W	約14.6cm
200W	約14.6cm
300W	約20.5cm

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

ジェックス株式会社 オートヒーター無償回収受付センター

電話番号：0120(746)004

受付時間：10時～12時、13時～16時

(土・日・祝日・事業者指定休日を除く。)

ウェブサイト：<http://www.gex-fp.co.jp/safety/00.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、門田

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900536	令和元年8月24日	令和元年10月1日	電動アシスト自転車	PM26NL	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「インジケータが青であること。」旨、記載されており、使用者がハンドルロックの開錠を確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和元年10月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:21.2%
A202100004	令和3年3月25日	令和3年4月2日	LEDランプ(電球形)	LDR7L-W-E11/D 11	株式会社オーム電機(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、フィルムコンデンサの不具合により、コンデンサが内部短絡してヒューズ抵抗に過電流が流れ、ヒューズ抵抗が焼損したものと推定される。	東京都	令和3年4月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100136	令和3年5月11日	令和3年5月24日	LEDランプ(電球形)	DL-JM22L	シャープ株式会社(輸入事業者)	火災	商業施設で当該製品から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、基板上に実装されたトランジスターで内部短絡が生じて過電流が発生したため、回路上の複数の電子部品が焼損し、発煙したものと推定される。	東京都	令和3年5月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100332	令和3年3月19日	令和元年8月6日	電気洗濯機	NW-R705	日立グローバルライフソリューションズ株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が大きく振動したため止めようとしたところ、足を負傷した。 調査の結果、当該製品は、脱水振動を抑制するための部品である吊り棒の振動減衰力が低下していたため、異常振動が発生した可能性が考えられるが、吊り棒の詳細を確認できなかったため、事故原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和3年8月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100400	令和3年8月17日	令和3年8月31日	エアコン(室外機)	AU-B28DMY	シャープ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、異音と異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、制御基板上の圧縮機制御用パワーモジュール付近で異常発熱が発生して基板の一部が焼損したものと考えられるが、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和3年9月3日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100442	令和3年7月31日	令和3年9月13日	照明器具	RP7B153	日立照明株式会社 (現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、電源周波数の異なる地域で使用していたため、長期使用(35年)により、安定器の巻線が絶縁劣化し、レイヤショートが生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。	千葉県	令和3年9月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100594	令和3年10月29日	令和3年11月8日	自転車	MISTRAL	株式会社ジョブインターナショナル (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、サドルを止めるボルトが破損してサドルが動き、転倒し、左足指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、サドル舟線に示しているサドル調整範囲に表示不良があり、サドルが通常の限界位置よりも後方に固定する状態となっていたため、繰り返し荷重によりボルトに過負荷が加わって折損し、事故に至ったものと推定される。	愛知県	令和3年11月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100958	令和4年1月19日	令和4年3月17日	水槽用サーモスタット付ヒーター	コンパクトスリム オートヒーター 300(ジェックス株式会社ブランド)	株式会社デュプラス (ジェックス株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年2月28日 平成22年7月12日からリコールを実施(特記事項を参照)
A202100959	令和4年2月17日	令和4年3月17日	電気こたつ	KCA-750M(IV) 又はKC-750MA(IV)	ユアサブライムス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月10日
A202100963	令和4年2月20日	令和4年3月18日	電気ストーブ(オイルヒーター)	55712	株式会社はぴねすくらぶ (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月8日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100957	令和4年3月4日	令和4年3月17日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202100960	令和4年3月4日	令和4年3月17日	ノートパソコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202100961	令和4年3月5日	令和4年3月18日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202100962	令和3年5月23日	令和4年3月18日	電子レンジ	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和3年6月2日に公表した電気冷蔵庫に関する事故(A202100159)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202100964	令和4年2月10日	令和4年3月18日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和4年3月18日に公表したエアコンに関する事故(A202100948)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月8日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

LEDランプ（電球型）（管理番号:A202100004）



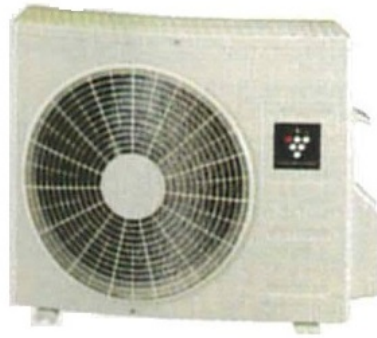
LEDランプ（電球型）（管理番号:A202100136）



電気洗濯機（管理番号:A202100332）



エアコン（室外機）（管理番号:A202100400）



照明器具（管理番号:A202100442）



自転車（管理番号:A202100594）



電気こたつ（管理番号:A202100959）



電気ストーブ（オイルヒーター）（管理番号:A202100963）

